平成25年4月1日制定 平成26年4月1日改定 平成27年10月1日改定 平成31年4月1日改定 令和3年4月1日改定

株式会社愛媛建築住宅センター 耐震評定業務手数料規程

(趣旨)

第 1 条 本規程は、株式会社愛媛建築住宅センター(以下「センター」という。)が定めた耐震評定業務規程(以下「業務規程」という。)第15条に基づき、センターが実施する耐震評定業務に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものである。

(評定手数料)

第2条 センターは、業務規程第7条第2項に基づいて評定の依頼を引き受けたときは、評定手数料として、1棟(構造上別棟とみなされる場合はそれぞれ棟ごと)につき、依頼に係る建築物、建築物の部分(以下「建築物等」という。)の延べ面積に応じて、下の表Ⅰ、Ⅱに掲げる額の評定手数料の請求書を依頼者に対して発行する。

依頼書に記載された評定内容に誤りがあり、手数料に変更が生じた場合、該当金額の請求または、払戻をする。

I 基準手数料

通常の評定業務の手数料(以下「基準手数料」という。)は、下表による。この表に記載されていない工作物、特定天井、特殊な構造の建築物等の手数料は、別途見積による。

延面積 (㎡)	評定の種類	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
		RC 造, 壁式 RC 造で 2 次診断		RC 造, 壁式 RC 造で3次診	大診 木造在来構法	構造図の復元 (追加金額,木
		(低強度 CON 以 外)	(低強度 CON)	断, S 造, CB 造, SRC 造, 体育 館, 混構造	(精密診断法 2 によるもの)	造は追加金額 不要)
		(注 1)	(注 1)	(注 2, 注 3)	(注 4)	(注 5)
		金額	金額	金額	金額	金額
A< 500	診断	165, 000	165,000	231,000	264, 000	49, 500
	改修	165, 000	231,000	231,000	264, 000	16, 500
	総合	264, 000	319,000	374, 000	418,000	52, 800
500 ≦A< 1,000	診断	198, 000	198,000	275, 000	319,000	59, 400
	改修	198, 000	275,000	275, 000	319,000	19, 800
	総合	319,000	374,000	440,000	506, 000	63, 800
1,000 ≦A< 1,500	診断	231, 000	231,000	319,000	374, 000	69, 300
	改修	231, 000	319,000	319, 000	374, 000	23, 100
	総合	374, 000	440,000	506, 000	594, 000	73, 700
1,500 ≤A< 2,000	診断	253, 000	253,000	352,000	407,000	75, 900
	改修	253, 000	352,000	352,000	407,000	25, 300
	総合	407, 000	484,000	561,000	649,000	81, 400
2,000 ≤A< 2,500	診断	275, 000	275, 000	385, 000	440,000	82, 500
	改修	275, 000	385, 000	385, 000	440,000	27, 500
	総合	440,000	528,000	616, 000	704, 000	88,000

2,500 ≤A< 3,000	診断	297, 000	297, 000	418, 000	473, 000	89, 100
	改修	297, 000	418,000	418,000	473,000	29, 700
	総合	473, 000	572,000	671,000	759, 000	94, 600
3,000 ≦A< 5,000	診断	330, 000	330,000	462, 000	528, 000	99,000
	改修	330, 000	462,000	462, 000	528, 000	33,000
	総合	528, 000	638, 000	737, 000	847, 000	105,600
5, 000 ≤A< 10, 000	診断	396, 000	396, 000	550, 000	638, 000	118, 800
	改修	396, 000	550,000	550, 000	638, 000	39, 600
	総合	638, 000	759, 000	880,000	1, 023, 000	126, 500
10,000 ≤A< 20,000	診断	440,000	440,000	616, 000	704, 000	132,000
	改修	440,000	616, 000	616, 000	704, 000	44,000
	総合	704, 000	847, 000	990, 000	1, 122, 000	140,800
20,000 ≤A< 50,000	診断	583, 000	583,000	814, 000	935, 000	174, 900
	改修	583, 000	814, 000	814, 000	935, 000	58, 300
	総合	935, 000	1, 122, 000	1, 298, 000	1, 496, 000	187, 000

- (注1)「低強度 CON」とは、推定強度 13.5N/mm2 未満の階が、含まれているものをいう。
- (注 2)「RC 造 3 次診断」とは、一部の階を 3 次診断で評価している場合を含む。なお、この場合は「低強度 CON」が含まれているものも、手数料は同額とする。
- (注3)「混構造」には、一部分が混構造となっているものを含む。
- (注4)「木造在来工法(精密診断法2によるもの)」とは、保有水平耐力計算によるものとする。
- (注 5)「構造図の復元」の評定は、耐震診断の評定に含めて実施する。(図面復元を独立した評定とするのではなく、手数料のみを追加する。なお、木造は、構造図復元のための手数料の追加は不要とする。)

(税込 単位:円)

Ⅱ 特殊な場合の手数料

- 1 評定委員会における審議が 2 回で結審しない場合は、1 回ごとに当初の「基準手数料」の 1/2 を 追加する。
- 2 設計変更等による再評定の場合は、基準手数料の半額とする。ただし、変更が大規模で、変更後の建築物等が新規物件同様のものとみなされる場合は、基準評定手数料と同額とする。
- 3 評定書等の再発行手数料は、11,000円(税込)とする。

(納入の方法)

第4条 依頼者は、前2条に係る手数料を指定期日までにセンターの指定する金融機関へ振り込みにより納入することとし、これに要する費用は、依頼者の負担とする。ただし、依頼者の要望によりセンターが認める場合は、別の納入方法によることができる。